

# 安中市立第二中学校 部活動運営方針

令和4年 4月7日

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動運営方針の策定と情報発信

- ① 市方針に則り、部活動検討委員会（運営委員会）において今年度の運営方針を策定し、職員会議等で全職員が確認し、共通理解・共通実践を行う。
- ② 学校評議員会において、部活動の取組状況を報告し、指導助言をいただく。
- ③ 運営方針については、ホームページでの公表や、PTA総会、学校通信等で地域や保護者に説明し、ご理解をいただけるよう努める。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する
- ② 現在設置されている部活動の存廃については、必要に応じて校内規定等を考慮して対応を行う。
- ③ 本校に部活動の設置がなく、社会体育等で活動を行い、中体連主催の大会への参加を望む生徒がいた場合には、参加を認め、大会要項に沿った引率も行う。また、人数不足で団体での参加ができない場合には、近隣との合同での活動も検討する。
- ④ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。
- ⑥ 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、活動計画又は練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- ⑦ 地域や他団体との交流の機会を模索し、学校と地域・保護者、他団体が協力して子供を育てるという共通認識を共有し、学校は開かれた活動となるよう環境整備を進める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

部活動の実施に当たっては、市方針に則り、心身の健康管理、事故防止、及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

## (2) 安全対策

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- ② 生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。練習中の適切な休息や水分補給などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすよう努める。
- ③ 事故発生時の初期対応の大切さを確認する。(応急処置、救急車要請、管理職や保護者への報告) ※AEDの設置場所：職員室前

## (3) 体罰等の未然防止

- ① 生徒との信頼関係を大切にするとともに、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気作りや心理面での指導の工夫を行う。精神的・肉体的に苦痛を与えたり、高圧的な指導を行ったりしない。
- ② 厳しい指導として体罰等正当化することは決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行う。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

# 3 適切な休養日の設定等

## (1) 週当たりの休養日の設定

- ① 平日は月曜日を休養日とする。休養日は朝練習を含む全ての部活動を行わない。
- ② 土・日曜日のいずれか一日は休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日の両日に部全体の活動として部活動を実施する必要がある場合には、翌金曜日までの間に振替休養日を設ける。土・日曜日のどちらか一日に大会もしくは練習試合を行った場合、他の一日に練習のみの活動は行わない。但し、日曜日に大会が設定されている場合には、土曜日に半日程度の練習を認める。その場合には代替休養日を設ける。
- ③ 月曜日又は金曜日が国民の祝日や祝日の振替休日になった場合には、その日を平日の休養日として扱う。土・日曜日を含め三日以上休日が続く場合には、大会以外は二日以上以上の休養日を設定する。大会等でやむを得ず二日以上活動する場合には、代替休養日を設定する。

## (2) 長期休業中の休業日の設定

- ① 夏休み等長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日に活動を行う場合には、平日に休養日を振り替える。顧問は、長期休業の趣旨から、土・日曜日の両日に練習試合を計画しないよう努める。
- ② 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。特に夏休みの熱中症等が心配される季節は生徒の健康状態を常に観察し、適宜休憩時間を設定する。
- ③ 学校が閉庁になる期間は、部活動は実施しない。(令和4年8月10日～16日・令和4年12月29日～令和5年1月3日)
- ④ 中体連主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず土・日曜日に練習を行う必要が生じた場合には、3時間程度の練習を認める。

### (3) 活動時間

- ① 活動は、平日は2時間程度とする。また、休業日は、3時間程度とする。  
(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)
- ② 大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

### (4) 朝練習

- ① 校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習は認めるものとする。参加については希望者とする。
- ② 放課後の活動時間が準備や片付けを除き2時間以上確保されている場合には実施しないこととする。具体的には、授業が5校時までに終了し、完全下校までに実質2時間以上の活動時間がとれるような場合には行わない。
- ③ 朝練習の時間は午前7時30分から午前8時までとする。開始時間より10分以上早く登校しないよう指導を徹底する。

## 4 経費等について

### (1) 活動費

活動にかかる経費を生徒会費から補助する。また、活動に伴う登録費や県大会の参加費については、安中市からの補助金も活用する。

### (2) 活動費の徴収

各部において活動費を徴収する場合には、保護者の理解を得た上で金額を決定する。また、年度末には会計報告を行う。

### (3) 選手輸送

中体連主催の県大会に参加する場合の選手輸送については、市保有のバスや借り上げバス、または保護者の送迎等で行う。大会出場にかかる輸送費については、各校で負担するとともに安中市からの補助金も活用する。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

### (1) 大会の精選

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### (2) 公的団体以外の主催

中体連やJOCなど公的団体が主催ではない県外大会への参加について学校として、保護者の経済的な負担や生徒・保護者・顧問の負担について検討を行う。最終的に大会への参加の有無については、管理職・顧問・保護者等で協議を行い決定する。

## 6 その他

部活動運営方針については、県全体の動向や他郡市の動向により、必要に応じて改定を行うとともに、部活動検討委員会において、各部の活動方針や活動の様子について説明・報告を行い、活動を評価し、部活動運営方針の改善に役立てていく。